

地方独立行政法人府中市病院機構の業務実績に関する評価の基準

平成25年3月27日

地方独立行政法人府中市病院機構評価委員会決定

1 趣旨

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条及び第30条の規定に基づき、地方独立行政法人府中市病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う地方独立行政法人府中市病院機構（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価を適切に行うため、評価の実施に関し必要な事項を定める。

2 評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の自主的、継続的な見直し及び改善を促し、業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資することを目的として行う。

3 評価の種類

評価委員会が実施する評価の種類は、年度評価及び中期目標期間評価とし、その対象等は次の表のとおりとする。

項目	年度評価 (根拠：法第28条)	中期目標期間評価 (根拠：法第30条)
対象	各事業年度における中期計画の進捗状況	当該中期目標の期間における中期目標の達成状況
評価の趣旨	中期目標の達成に向けた中期計画の進捗度の点検	中期目標の達成、未達成の確認
実施時期	当該事業年度の終了後概ね5か月以内	当該中期目標期間の終了後概ね5か月以内

4 年度評価の方法

年度計画に定められた事項ごとに行う「項目別評価」と業務実績全体の進捗状況について行う「全体評価」の2つを併せて行う。

《年度評価》

項目別評価			全体評価
小項目評価		大項目評価	
法人の自己評価	評価委員会の評価	評価委員会の評価	評価委員会の評価
法人は、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、次の 5 段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。	評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、次の 5 段階による評価を行う。	評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮して、大項目ごとの進捗状況について、次の 5 段階による評価を行う。	評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。
(評価) 5：年度計画を大幅に上回って実施 4：年度計画を上回って実施 3：年度計画を順調に実施 2：年度計画を十分に実施できていない 1：年度計画を大幅に下回っている	(評価) 5：年度計画を大幅に上回って実施 4：年度計画を上回って実施 3：年度計画を順調に実施 2：年度計画を十分に実施できていない 1：年度計画を大幅に下回っている	(評価) S：進捗状況は優れて順調（3.1 以上） A：順調に進んでいる（2.7 以上 3.0 以下） B：概ね計画どおり（2.3 以上 2.6 以下） C：やや遅れている（1.9 以上 2.2 以下） D：遅れている（1.8 以下）	法人化を契機とした病院改革の取組（法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善、病院運営の透明性の向上、2 病院の連携など）を積極的に評価することとする。
※ 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。	※ 評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由などを示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。	※ 各段階の評価は、大項目ごとの小項目評価の評点の平均値（小数点以下第 2 位四捨五入）で区分する。	

5 中期目標期間評価の方法

中期目標に掲げた大項目ごとに行う「項目別評価（大項目評価）」と業務実績全体の進捗状況について行う「全体評価」の2つを併せて行う。

《中期目標期間評価》

項目別評価（大項目評価）	全体評価
各事業年度の評価結果を踏まえつつ、当該期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を考慮して、大項目ごとの進捗状況について、次の5段階による評価を行う。	評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。
（評価） S：進捗状況は優れて順調 A：順調に進んでいる B：概ね計画どおり C：やや遅れている D：遅れている	法人化を契機とした病院改革の取組（法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善、病院運営の透明性の向上、2病院の連携など）を積極的に評価することとする。

6 評価の進め方

（1）報告書の提出

法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。

（2）評価の実施

評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査・分析し、総合的な評価を行う。

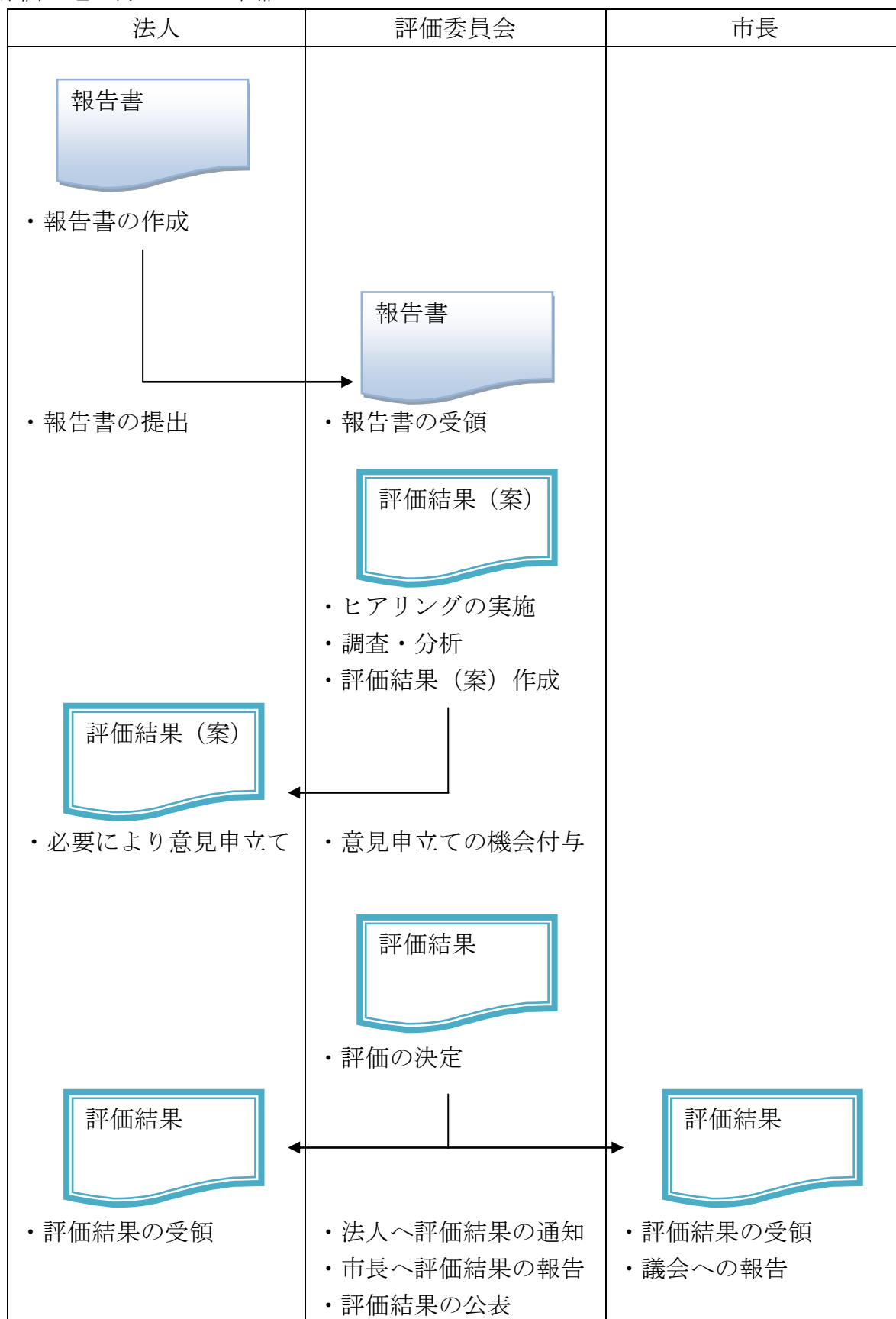
（3）意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立ての機会を付与する。

（4）評価結果の通知及び報告

評価委員会において評価を決定した後、法人に通知し、市長に報告するとともに公表する。

《評価の進め方 フロー図》



7 評価結果の活用

- (1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。
- (2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、中期目標期間の各年度の評価結果を活用するものとする。
- (3) 次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。